

平成27年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成27年2月24日（火）午後2時開議

議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 平成27年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 承認第1号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免についての専決処分について
- 日程第5 議案第2号 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）について
- 日程第6 意見聴取 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 意見聴取 瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第8 意見聴取 瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第9 意見聴取 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 意見聴取 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第13 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第14 意見聴取 平成27年度瑞穂市一般会計予算について
- 日程第15 意見聴取 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第3号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について

- て
- 日程第17 議案第4号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第18 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
- 日程第19 議案第6号 瑞穂市教育委員会教育行政に係る相談に関する事務を行う職員の指定に関する規程の一部を改正する告示について
- 日程第20 議案第7号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について
- 日程第21 議案第8号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第22 議案第9号 瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- て
- 日程第23 議案第10号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について
- 日程第24 その他
閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

河 合 和 義
福 野 佐代子
加 藤 悟
麓 英里
横 山 博 信

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	高 田 敏 朗
教育総務課長	久 野 秋 広
学校教育課長	杉 原 和
学校教育課総括課長補佐	松 野 光 広
幼児支援課長	山 本 康 義
幼児支援課総括課長補佐	鹿 野 正 美
生涯学習課長	棚 橋 剛
生涯学習課総括課長補佐	広 瀬 久 士

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	磯 部 基 宏
-------------	---------

○傍聴者

なし

開会 午後 2 時

開会及び開議の宣告

○委員長 皆さんこんにちは。本日は、議題が多く重要な案件ばかりですので慎重なご審議よろしくお願い致します。

只今より平成 27 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会を開催致します。

日程第 1 平成 27 年第 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○委員長 日程第 1 平成 27 年第 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成 27 年第 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○委員長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加藤委員にお願い致します。

日程第 3 教育長の報告

○委員長 日程第 3 教育長より報告を求めます。

○教育長 改めまして皆さんこんにちは。前回の定例会以降、子ども会の発表会・体育協会、スポーツ少年団指導者等の表彰式等が行われました。それぞれの団体がまとめにかかっている時期です。各学校においては、卒業式又は年度の終わりに向かって、また、中学校においては、進路について進めている所です。本日は、議会へ提出する条例改正等を含める多くの議案がありますのでご審議いただきますようよろしくお願い致します。

○教育総務課長 本日は、議案が多い為、議会等に関係のある議題を優先に日程の変更を提案したいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員長 結構です。

○**教育総務課長** それでは、次第の日程４・５を行い、その後、日程１４から２３を行い、最後に日程６から日程１３の順番に進めていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

日程第４ 承認第１号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免についての専決処分について

○**委員長** 日程第４ 承認第１号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免についての専決処分について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第４ 承認第１号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免についての専決処分について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成１５年教育委員会規則第６号）第３条第１号の規定により、別紙のとおり専決処分し、同条第２項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。１氏名 森満里子 ２所属課 幼児支援課 ３異動日 平成２７年２月１９日 ４異動事由 市長部局へ出向を命ずるため。平成２７年２月２４日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、平成２７年２月１９日より休職となるため。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第４ 承認第１号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免についての専決処分について、承認することと致します。

日程第５ 議案第２号 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）について

○**委員長** 日程第５ 議案第２号 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第５ 議案第２号 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）について、岐阜地区教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）に

ついでに議決を求めらる。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長横山博信。提案理由、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第293号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）に基づき、教育委員会の議決を求めらる。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

昨年、新規で規約を制定したと思ひますが、この資料をみると全部改正ということによろしいか。

○学校教育課長 昨年度は、岐阜市が抜けたことによる、新たに制定したものです。今回は、法律に基づいての改正を行うものです。

○委員長 この資料を見る限りでは、全面改正の内容と思ひます。手続きとして必要な改正案を提示するべきと思ひますがどうですか。まだ、時間がありますので一度確認をしていただきたいと思ひます。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

日程第5 議案第2号 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）につきましては、内容は了解致しましたが、次回、改正案等の資料を提示・説明をいただき議決としたいと思ひます。

日程第6 意見聴取 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○委員長 日程第6 意見聴取 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第6 意見聴取 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会の整備に関する規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 意見聴取 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について、承認することと致します。

日程第7 意見聴取 瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○委員長 日程第7 意見聴取 瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第7 意見聴取 瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の公布に伴い、特別職となる教育長の職務に専念する義務の免除条件を定めるため、市条例を制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 意見聴取 瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、承認することと致します。

日程第 8 意見聴取 瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

○**委員長** 日程第 8 意見聴取 瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第 8 意見聴取 瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成 27 年 2 月 24 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の公布に伴い、瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（平成 15 年瑞穂市条例第 34 号）を廃止することにより、新たに教育長の勤務時間等を定めるため、市条例を制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

改正文中第 2 条のこの条例に定めるものを除くほかとは何を指しているのですか。

○**教育総務課長** この条例に定めるものを除くほかとは、一般職の職員の例とならない新教育長の勤務条件に係る法令及び条例のことで、これらの法令及び条例は、一般職の職員の例によらないということを本文の上段ではじめに規定しているものです。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 8 意見聴取 瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、承認することと致します。

日程第 9 意見聴取 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について

て

○**委員長** 日程第9 意見聴取 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第9 意見聴取 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市呂久グラウンドを廃止するため、市条例の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 意見聴取 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第10 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について

○**委員長** 日程第10 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第10 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の公布に伴い、市条例の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

第3条の私的契約児を保育所に入所させることができるとありますが、定員が満たしていなければ保護者が就労していなくても入所できるということですね。これについては、現行においても同様と思いますが運用してきたのですか。

○**幼児支援課長** 運用はありませんでした。

○**委員長** それが十分に徹底されていないので、以前お話ししましたがアンケートに瑞穂市の保育所は厳しすぎるという内容が出てくるのではないですか。改正後については、どのように運用していくのですか。

○**幼児支援課長** 今後は、運用していく予定です。ただし、待機児童がいたということがあり、そこまではいかなかったということです。

○**委員長** 余裕のある保育所であれば受入はできると思います。その辺のことを市民へ向けて発信しないといけないと思います。

第3条の2項第3号中、その他保育上支障があると認められる者とありますが、どのような場合が該当するのですか。詳細に示すものを作るのですか。議会へ十分説明できるよう調整をお願いします。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第11 意見聴取 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について

○**委員長** 日程第11 意見聴取 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第11 意見聴取 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、市条例の改

正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

改正後の保育料の額が空白になっていますが所得に応じた額が入るのですか。

○学校教育課長 条例にて、額は明記せず新たに規則の中で定めます。規則につきましても、第3回定例会で議案として提出させていただきます。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第11 意見聴取 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

**日程第12・13 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算
(第7号)及び平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第8号)について**

○委員長 日程第12 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第7号)について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課課長 日程第12及び日程第13の意見聴取につきましては、補正予算関係なので併せて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長 結構です。

○教育総務課課長 日程第12・13 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第7号)及び平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第8号)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、平成27年第1回瑞穂市議会定例会の議案提出について、教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

保育所業務委託ですが、賃金については、採用が出来なかったことは再三報告を受けていますが、業務委託の派遣についても同じなのでしょうか。

○**教育総務課課長** 派遣につきましても同じです。

○**加藤委員** 生津小学校トイレ改修はどのような改修内容でしょうか。

○**教育総務課課長** 校舎・体育館トイレの全面洋式化にする内容となっています。

○**委員長** 洋式化の未改修学校はありましたか。

○**教育総務課課長** 西・南・牛牧小学校の3校が未改修です。その内、西・牛牧小学校は新年度で改修を予定しています。

○**委員長** その他ご質疑ありませんでしょうか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第12・13 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）及び平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について、承認することと致します。

日程第14・15 意見聴取 平成27年度瑞穂市一般会計予算及び平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について

○**委員長** 日程第14・15 意見聴取 平成27年度瑞穂市一般会計予算及び平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課課長** 日程第14及び日程第15の意見聴取につきましては、補正予算関係なので併せて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○**委員長** 結構です。

○**教育総務課課長** 日程第14・15 意見聴取 平成27年度瑞穂市一般会計予算及び平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、平成27年第1回瑞穂市議会定例会の議案提出について、教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

説明の中で、増額賃金についてありましたがどのような内容ですか。

○教育総務課課長 昨年度、臨時保育士のみ増額賃金を行いましたが、新年度より、市全体で1号補助職員に年間30日間分の増額賃金を支給することで秘書広報課が計画しているものです。

○委員長 図書館費備品の図書ですが例年に比べて変更はありますか。

○生涯学習課長 額の変更はしていません。

○委員長 総合センターの自主事業ですが、当初の建設した経緯を考えると絶えることなく事業を行うようお願いします。

○加藤委員 学校教育費の中に新たに理科支援の謝礼がありますが、この前も、中学校の教員が小学校で理科の講習会を行うようなことを報道していました。瑞穂市においても、理科教諭が少ないと聞いていますが、この支援員の構想はどのようなものですか。

○学校教育課長 現状では、理科教諭が少なくなっています。牛牧小学校には、理振を含め理科支援員を入れることを考えています。事故防止等については、各小学校に理科の専門はいませんが万全を期して行っています。新任対象の研修会につきましては、中学校または市教委からの指導を徹底し、指導力の向上と事故防止に努めて行きたいと思えます。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第14・15 意見聴取 平成27年度瑞穂市一般会計予算及び平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について、承認することと致します。

～休憩～

○委員長 再開致します。

日程第16 議案第3号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の制

定について

○**委員長** 日程第16 議案第3号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第16 議案第3号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について、瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則案を別紙のとおり提出する。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関し必用な事項を定めるため、市教育委員会規則を制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

この細則は全ての子どもにかかってくるのですか。

○**幼児支援課長** 全ての子どもにかかってきます。

○**委員長** 全てということは、細則に該当しない子は保育園に入れないということですか。また、市立幼稚園と振り分けるのですか。

○**幼児支援課長** 振り分けは行わないです。

○**委員長** 幼稚園の3歳児に関しては、今まで抽選で行っていたと思いますが、今後は、この細則を基に決定していくということですか。また、時期的に幼稚園が駄目だった場合、その後、保育所入ることもできなくなるということですか。その辺りの調整はできているのですか。細則によって門を狭くしていませんか。

○**福野委員** 保育所でも1号認定の枠があるのですか。

○**幼児支援課長** ありません。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第16 議案第3号 瑞穂市子ども・子育て支援

法等施行細則の制定について、もう一度よく検討していただき、次回説明をお願いしたいと思いますので、継続審議と致します。

日程第 17 議案第 4 号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について

○**委員長** 日程第 17 議案第 4 号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第 17 議案第 4 号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成 27 年 2 月 24 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に伴い、瑞穂市保育所の利用に関し必用な事項を定めるため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 17 議案第 4 号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第 18 議案第 5 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

○**委員長** 日程第 18 議案第 5 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第 18 議案第 5 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する

る規則案を別紙のとおり提出する。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の改正を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

会議規則の第2条教育長及び委員の辞職ですが、議会の議決をもって市長より辞令が交付されると思いますが、教育長の辞職の場合辞職願は、教育委員会に提出で良いのですか。

○教育総務課長 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を経て辞職をすることができるという条文になっていますので、事務的な手続きにより教育委員会へ提出するものとしています。

○委員長 ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第18 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について、可決することと致します。

日程第19 議案第6号 瑞穂市教育委員会教育行政に係る相談に関する事務を行う職員の指定に関する規程の一部を改正する告示について

○委員長 日程第19 議案第6号 瑞穂市教育委員会教育行政に係る相談に関する事務を行う職員の指定に関する規程の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第19 議案第6号 瑞穂市教育委員会教育行政に係る相談に関する事務を行う職員の指定に関する規程の一部を改正する規程案を別紙のとおり提出する。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長横山博信。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第19 議案第6号 瑞穂市教育委員会教育行政に係る相談に関する事務を行う職員の指定に関する規程の一部を改正する告示について、可決することと致します。

日程第20 議案第7号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

○**委員長** 日程第20 議案第7号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第20 議案第7号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第20 議案第7号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、可決することと致します。

日程第21 議案第8号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

○**委員長** 日程第21 議案第8号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第21 議案第8号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、放課後児童クラブの開設時間を延長するため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第21 議案第8号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第22 議案第9号 瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

○委員長 日程第22 議案第9号 瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第22 議案第9号 瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成27年2月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第22 議案第9号 瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、可決することと致します。

日程第 2 3 議案第 1 0 号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

○委員長 日程第 2 3 議案第 1 0 号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第 2 3 議案第 1 0 号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、別紙のとおり瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により教育委員会の議決を求める。平成 2 7 年 2 月 2 4 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 3 条の規定により、保育所嘱託医を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 2 3 議案第 1 0 号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、可決することと致します。

日程第 2 4 その他

○委員長 日程第 2 4 その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 牛牧小校区放課後児童クラブですが、2 階の改修が完了して 4 月から運用する運びとなりました。また、本田小校区放課後児童クラブにおいても、当初の予定では、本田コミュニティーセンターの 2 階を夏から利用し進めて行く計画をしていましたが、現段階で募集定員数が超過しているため、現在、4 月から運用できるよう調整をしています。

○委員長 教育総務課長。

○教育総務課長 南小学校の定期監査結果報告書が監査委員より提出がありましたので配布させていただきました。報告内容を基に措置していきたく思います。

○委員長 学校教育課長。

○学校教育課長 1月に行われました県学習状況調査の結果等が出ましたので配布させていただきます。小学校につきましては、全国平均を下回っていますが、中学校につきましては、全て全国平均を上回っている結果となりました。現在の状況を見ますと平成27年度は小中学校共に全国平均を上回る結果となると思います。

○委員長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 卒業証書授与式が3月28日、土曜日に執り行われますのでよろしくお願い致します。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 ございません。

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

次回の会議ですが、平成27年3月6日、水曜日、午前11時30分から平成27年第1回瑞穂市教育委員会臨時会ということでよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○委員長 本日はご苦労様でした。議題も多く重要な案件につきまして、慎重にご審議いただきましてありがとうございます。これをもちまして、第2回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後6時23分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年3月25日

瑞穂市教育委員会 委員長

河合 和義

委員

加藤 悟

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。